

○伊丹市男女共同参画審議会条例

平成26年3月28日条例第10号

伊丹市男女共同参画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊丹市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画の策定及び変更
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画の策定及び変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該諮問に係る調査審議の終了の日までとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。